

教えて！

『介護保険』

◆ 介護保険とは

介護が必要になっても高齢者の方々が地域で安心して暮らせるよう、社会みんなで支えあう社会保険制度として平成12年（2000年）4月にスタートしました。

公費（税金）と40歳以上のみなさんが納める保険料を財源とし、介護が必要なきときは、費用の1割（年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合があります。）を負担することで、さまざまな介護サービスが受けられます。

◆ 本町の高齢者を取り巻く状況

本町の人口は、平成27年の10,763人から令和元年には9,917人となり、846人の減少となっています。

また、高齢者（65歳以上）人口も平成28年の4,072人をピークに減少の段階へと入っています。

今後の将来予測では、総人口、高齢者人口ともにさらに減少が進む一方、後期高齢者はほぼ横ばいで推移していくと予測されており、介護保険財政にとっては、保険料負担者が減少することとなるため、急激な介護保険料の増大が懸念されます。

◆ 介護保険料【月額5,800円】

平成12年（2000年）から施行された介護保険制度も本年度（令和3年度）で21年目を迎えます。

介護保険法に基づき、3年を1期とした「和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険料を決定しました。

【これまでの介護保険料（月額）の推移】

第4期 H21～H23	4,960円
第5期 H24～H26	5,400円
第6期 H27～H29	5,800円
第7期 H30～R2	5,800円
第8期 R3～R5	5,800円

◆ 介護保険料は一律ですか？

令和3年度から令和5年度までの3年間における基準額は前期の第7期と同額の月額5,800円ですが、保険料の額は、所得などに応じて次の9段階となり、低所得の方の負担が重くならないようになっています。

また、公費の投入により、低所得者層（第1～3段階）の保険料負担の軽減を行っています。

第1号被保険者の保険料基準額

(円)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、生活保護等を受給している人、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0.5) ↓ 0.3	(2,900円) ↓ 1,740円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	(0.75) ↓ 0.5	(4,350円) ↓ 2,900円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	(0.75) ↓ 0.7	(4,350円) ↓ 4,060円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる人のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	5,220円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる人のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 【基準額】	5,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	6,960円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	7,540円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	8,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の人	1.7	9,860円

()内は軽減前の割合・金額

※合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

【65歳以上人口の推計】

資料：独自推計（平成27年～令和元年の各年10月住民基本台帳からコーホート変化率法を用いて算出）

